

**天王寺区制 100 周年体感型防災イベント運営業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）**

## **1 案件名称**

天王寺区制 100 周年体感型防災イベント運営業務委託

## **2 業務内容に関する事項**

### (1) 事業目的と概要

近年天王寺区においてもマンションの建設が相次ぎ、今や住戸の 4 分の 3 が 6 階建て以上の高層マンションとなっている現状があります。それに伴って子育て世代の割合が増えてきており、かねてからマンション居住者の防災意識の向上とあわせて若年層の防災意識の向上が課題となっているため、マンション居住者のうち若年層をターゲットとした訴求力のある啓発活動を行い、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模災害時に重要となる「自助」「共助」の意識の向上につなげることが必要です。日頃からの準備の重要性と非常時に役立つ知識を臨場感あふれる「リアルな体験」を通し、災害発生時や避難生活に必要な知識や行動を習得してもらい、地域防災力の向上を目的とします。

### (2) 業務内容

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

### (3) 事業規模（契約上限額）

金 1,610,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

### (5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## **3 契約に関する事項**

### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約書案

別紙「業務委託契約書」のとおり。

(4) 契約保証金

免除

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※ 資格審査申請は、6 応募手続きに関する事項 (2)「参加申請及び参加資格審査」**別表 1**に掲げる書類の提出により行います。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと。
- (3) 過去 2 か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者(代表者)を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めません。

ウ 構成員すべての事業者が上記(1)～(6)の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。

なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

#### 5 スケジュール

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ・ 公募開始        | 令和 7 年 8 月 29 日 (金) |
| ・ 質問の受付期限     | 令和 7 年 9 月 9 日 (火)  |
| ・ 質問に対する回答    | 令和 7 年 9 月 17 日 (水) |
| ・ 参加申請書類の提出期限 | 令和 7 年 9 月 25 日 (木) |
| ・ 参加資格決定通知    | 令和 7 年 9 月 30 日 (火) |

- ・ 企画提案の提出期限 令和7年10月7日（火）
- ・ 事業者選定会議（プレゼンテーション） 令和7年10月中旬
- ・ 選定結果通知 令和7年10月下旬
- ・ 契約締結・事業開始 令和7年11月中旬
- ・ 事業完了 令和8年3月31日（火）

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

- ア 受付期限 令和7年9月9日（火）17時30分まで
- イ 提出方法 様式1「質問票」を電子メール（ti0016@city.osaka.lg.jp）にて提出する。メールの件名は「天王寺区制100周年体感型防災イベント運営業務委託に関する質問」とすること。
- ウ 回答方法 令和7年9月17日（水）に当区ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/category/3205-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）に掲載する。  
※期限前にその都度回答する場合あり。

### (2) 参加申請及び参加資格審査

- ア 受付期限 令和7年9月25日（木）17時30分まで
- イ 提出書類 **別表1**の書類を提出
- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出方法 「10 提出先・問合せ先」へ送付する。  
※持参の場合、9時から17時30分の間（土曜・日曜・祝日を除く）。
- オ 審査結果 参加資格決定通知書は、令和7年9月30日（火）に電子メールにて送付する。

## 7 企画提案書等に関する事項

### (1) 企画提案

- ア 受付期限 令和7年10月7日（火）17時30分まで（必着）  
※企画提案用のデータは、参加資格決定通知書とあわせて送付する。  
※期限までに提出がない場合、本プロポーザルに参加する意思がないものとみなす。
- イ 提出書類 ①業務実績調書【様式3】※契約書（写）等の添付資料を含む  
②企画提案書【様式5】  
③見積書及び事業費内訳書【様式6】
- ウ 提出部数 各8部（正1部、副7部）

正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの  
副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名や事業者が特定されないように黒塗り等したもの

- エ 提出方法 「10 提出先・問合せ先」へ送付する。  
※持参の場合、9時から17時30分の間（土曜・日曜・祝日を除く）。

## オ 注意事項

### <企画提案書について>

必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ・実施体制及び業務実績
- ・リスク管理及び危機管理
- ・基本コンセプト

【南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模災害時に、主に高層マンションで想定される状況（災害発生時や避難生活で起こること（家具の散乱、上下水道の損壊、長時間の停電、流通の停止、避難所の混雑等））と、それをふまえた事前の対策・クイズや謎解きの要素】

- ・イベント開催にあたり創意工夫・配慮した点について

## 8 選定に関する事項

### (1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

#### 1 能力・実績・方針等

- ・ [企業及び配置予定者の概要・実績等]  
業務を円滑に遂行できる実績を有しているか 【10点】
- ・ [業務体制]  
業務に関する実施体制及び各業務を円滑に遂行できる人員が十分であるか 【10点】
- ・ [経済性]  
経費の積算及び金額は妥当なものであるか 【10点】
- ・ [リスク管理・危機管理]  
安全管理や緊急時の対応等の管理が適切であるか 【20点】

#### 2 課題に対する提案

- ・ 参加者が楽しく学べ、防災意識の向上に効果的か 【20点】
- ・ 天王寺区の課題としている自助・共助力の向上に効果的か 【20点】
- ・ 創意工夫が見られ、独創的な企画となっているか 【10点】

### (2) 点数の目安

評価	10点配点項目	20点配点項目
基準を大幅に超える	10～9点	20～17点
基準を超える	8～7点	16～13点
基準通り・普通	6～5点	12～9点
基準レベルに満たない	4～3点	8～5点
基準レベルに全く届かない	2～1点	4～1点

### (3) 選定方法

ア 本審査については、学識経験者等で構成する「天王寺区制100周年体感型防災イベント運営業務委託事業者選定会議」が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に基づき、書面審査およびプレゼンテーション審査を行う。

ウ プレゼンテーションについて

日時：令和7年10月中旬

場所：天王寺区役所

※詳細については、電子メールにて別途通知する。

- エ 審査の結果、各委員の合計点 180 点（60％）以上の事業者のうち、最も優れていると評価された企画提案者を選定する。ただし、評価点が最も高い提案者が複数の場合は、「2 課題に対する提案」の得点が高い者とする。さらに、「2 課題に対する提案」の得点が同点であった場合、委員の合意により決定とする。

#### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### (5) 選定結果の通知及び公表

令和7年10月下旬に、企画提案書等を提出した者全てに対し、書面により結果通知書を送付する。また、当区ホームページに掲載する。

(※<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/category/3205-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

## 9 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例を除く）。
- (5) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 10 提出先・問合せ先

〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号

天王寺区役所市民協働課安全まちづくり室（3階）

担当：尾古貴（おこぎ）、高須賀（たかすか）

電話番号 06-6774-9899 E-mail [ti0016@city.osaka.lg.jp](mailto:ti0016@city.osaka.lg.jp)

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表1

応募期間：令和7年8月29日（金）～令和7年9月25日（木）※土・日・祝日を除く

午前9時00分から午後5時30分まで（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
① 公募型プロポーザル参加申出書	様式2
② 法務局発行の登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
③ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	最近1カ年の決算期分（半年決算の場合は2期分）
④ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑤ 大阪府の府税事務所発行の 府税（全税目）の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 証明書の「住所又は所在地」は、大阪府内のものであること。 ※大阪府内に事業所を有しない場合は、本店所在地管轄の都道府県税事務所が発行する、 「全税目について未納の額のないこと」を証する納税証明書を提出すること。
⑥ 過去2か年の税務署が発行する 消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑦ 最近2か年の市町村民税並びに 固定資産税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑧ 委任状	共同体での申請の場合のみ・様式4
⑨ 協定書	共同体での申請の場合のみ

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、②・③・④・⑤・⑥・⑦は省略可能